

## 試験研究費の税額控除 自社利用ソフトウェア・業務改善の費用を対象に追加

EY 税理士法人

令和3年度の税制改正により、自社利用ソフトウェア・業務改善の費用が試験研究費の税額控除の対象に追加されました。SaaS型サービスの台頭により自社利用ソフトウェアの普及が拡大していること(ドローン、AIを活用した自動点検サービスなど)や、AIなどを活用した自社の業務改善(インフラ企業によるAIによるプラントの自動運転など)に取り組む企業も増加していることから、試験研究費の税額控除の活用拡大が見込まれます。

本制度の適用にあたっては、アドバイス経験豊富なEYの担当者までお気軽にお問い合わせください。

### 自社利用ソフトウェアの開発

研究開発税制の対象には、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費も含まれる。

#### 【ポイント】

- 会計上、研究開発費の科目で損金経理された金額で、ソフトウェア等の非試験研究用資産の取得価額に含まれるもののが対象。
- 上記の研究開発費の科目で損金経理された金額には、財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものも含まれる。
- 開発中の技術(AIのアルゴリズムやデータプラットフォームの構築等)が業務改善に資するものであってもその技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究であるときは、研究開発税制の対象となる。

### ソフトウェア製作費の会計・税務処理(イメージ)

※例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。

分類	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的(製品マスター制作費)		リリース後のアップデート	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用	
	つながらないことが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの制作原価		
会計処理	費用 (損金)	費用	資産	費用 (損金)	資産	資産	費用(著しい改良)
税務処理							資産

### 法人税基本通達 7-3-15の3(抄) ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用

7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

(2)研究開発の額(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)

1

R&amp;D専門チームによる対応

2

豊富なサービス提供実績

3

確立された高品質のサービス体制

- ▶ 2013年に部門を超えて、R&Dプロジェクトチームを立ち上げ、R&Dのサポートについては当該チームのメンバーが担当
- ▶ 当法人内での他社事例を含めた情報収集を実施
- ▶ 定期的にミーティングを開催し、ビジネス・研究開発への理解、最近のサービス提供事例などを共有し、品質向上に努める
- ▶ 社外向けセミナーの実施、専門書・月刊誌への掲載

- ▶ 研究開発税制のポリシー策定業務、税務調査対応なども多数サポート
- ▶ オープンイノベーション税制に関するコンサルティング及び監査業務は、年間10件以上サポート
- ▶ これまでに、製薬業、各種製造業、小売業（飲料、化粧品など）、総合商社、金融・保険業、海運業、不動産業など幅広い業種に対してサポートを実施

- ▶ 2017年から2019年まで経済産業省において研究開発税制を担当する課に当法人の社員が出向。現在においても経済産業省とは定期的に意見交換を実施
- ▶ オープンイノベーション税制については、確立されたベストプラクティスをご提供
- ▶ TTTチームが税務×テクノロジーの両面アプローチによる効果的な業務改善ソリューションを提供
- ▶ JBS (Japan Business Services) を含めたEYのグローバルネットワークによるシームレスなサポート体制

## サポートメニュー

EYでは、お客様のご要望に応じ、下記のサービスを提供しています。今回の改正により税額控除の対象範囲が拡大することから、対象範囲の明確化および疎明資料整備のために、現状分析・ポリシー作成などをお勧めします。

フェーズ	項目	メニュー例
現状分析	実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関連書類の閲覧及び担当者へのヒアリングに基づいて、研究開発活動の内容（製品の製造もしくは技術の改良・考案・発明に係る試験研究又はサービス開発）を把握します。</li> <li>▶ 研究開発担当者の従事状況に関するヒアリングを行います。</li> <li>▶ 会計上の研究開発費の計上額の詳細確認を行います。</li> </ul>
	集計方法の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究開発費の計上基準及び把握方法の確認を行います。</li> <li>▶ 「専ら要件」の観点に基づく人件費の集計方法確認を行います。</li> <li>▶ 税務調整項目の確認を行います。</li> </ul>
適用支援	税務ポリシーの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税務上の試験研究費を明確化するためのポリシー作成支援を行います。</li> <li>▶ 試験研究費の判定基準について作成支援を行います。</li> <li>▶ 税額控除の対象とした試験研究費が妥当であることの説明資料作成支援を行います。</li> </ul>
	試験研究費の集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上記現状分析の結果を踏まえて、試験研究費の集計（申告調整項目＜別表4、別表5＞との整合性確認を含む）を行います。</li> </ul>

## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド  
コミュニケーション部  
tax.knowledge@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world～より良い社会の構築を目指して」をバーバス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の

主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくはey.comをご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務および他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)